

# 家庭用及びこれに類する用途の 固定電気設備の電気アクセサリ用の ボックス及びエンクロージャー 第 1 部：一般要求事項

## 正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	5.2	供試体の一つが、…、すべてが要求事項に適合しなければならない。	供試体の一つが、…、すべてが要求事項に適合しなければならない。 <b>備考</b> 申請者は、最初の試料一組を提出するときに、必要になるかもしれない追加試料一組も提出することができる。その場合、試験所は、改めて要求することなく、追加試料一組を使用して試験し、再び故障が発生した場合にだけ不合格とする。追加試料一組が同時に提出されなかった場合、一つの試料の故障によって不合格とする。
	8.1	a) 製造業者又は…、及び商品名又は識別表示。	a) 製造業者又は…、及び商標又は識別表示。
	12.1.2.1	ふた、カバー、…、表 2 の該当欄に示す力を加える。	ふた、カバー、…、取付面に対し垂直方向に、表 2 の該当欄に示す力を強く引っ張ることなく徐々に加える。
	12.2	<b>備考</b> エンクロージャの…少なくとも 5 mm の間げきを確保し、少なくとも…。	<b>備考</b> エンクロージャの…少なくとも 5 mm の間げきを確保しているか又は、少なくとも…。
	12.4	7.3.2 によって分類するボックス及びエンクロージャの（入口）は、…。	7.3.2 によって分類するボックス及びエンクロージャの入口（出口）は、…。
	表 3 引張力の欄	70±2 ----- 80±2	80±2 ----- 100±2
	12.9	表 4 の列 I は、…、非金属ねじ及び絶縁材料によってねじ山ができていないねじが該当する。	表 4 の列 I は、…、非金属ねじ及び絶縁材料のねじ穴に通す金属ねじが該当する。
	12.11	ボックス又はエンクロージャの供試体は、…、横 50 mm、縦 50 mm の…。	ボックス又はエンクロージャの供試体は、…、横 500 mm、縦 500 mm の…。
	15.	<b>備考</b> 15.3 では、試験は 7.2.2、7.2.3.1 及び 7.5.3 によって…。	<b>備考</b> 15.3 では、試験は 7.2.2、7.2.3.1、7.5.2 及び 7.5.3 によって…。
	15.3	供試体には、供試体全体に均等に配分して打撃を与える。 － 中心と縁との置換の 2 か所の…。	供試体には、供試体全体に均等に配分して打撃を与える。 － 中心と縁との中間の 2 か所の…。

区分	位置	誤	正
本体	16.3	硬質材のクロスバー (図 20) を…, 表 4 の該当欄によるトルクで規定しなければならない。 ボックス及びエンクロージャは, …オープン内に 21 時間, 取り付けなければならない。	硬質材のクロスバー (図 20) を…, 表 4 の該当欄によるトルクで締め付けなければならない。 ボックス及びエンクロージャは, …オープン内に 24 時間, 取り付けなければならない。
	19.	セラミック以外の…17.に規定する値の2倍以下の場合, …。	セラミック以外の…17.に規定する値の2倍未満の場合, …。
	図 10 c)の打撃点 の欄	一つは, O と T*との間 一つは, O と U*との間	一つは, 面 T* 一つは, 面 U*
	d)の打撃点 の欄	一つは, O と V*との間 一つは, O と Z*との間	一つは, 面 V* 一つは, 面 Z*
	図 20	正しい図を下記に示す	
<p>(正)</p> <p>A の長さ: ボックス表面に位置する穴を一直線で結ぶこと</p> <p>( は訂正箇所を示す。)</p>			

平成 19 年 4 月 2 日作成